

# 第一章

## 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、「食育基本法」に基づき、平成20年に市町村食育推進計画として「奈良市食育推進計画」を定め、その後、同26年に第2次、同31年に第3次計画を策定し、食育の普及と推進に取り組んできました。

一方、「食」の供給源である「農」については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）」等に基づき、平成25年に「奈良市地産地消基本計画」、同27年に基本計画を進めるにあたって「奈良市地産地消促進計画」を策定し、地元農産物の消費啓発に努めてきたところです。

これらの計画により、本市において食育や地産地消に対する関心は高まっておりますが、6次産業化・地産地消及び国の「第4次食育推進基本計画」でも示されているとおり、本来、食と農は密接に関わり合うものであることから、社会における一体的な取り組みが求められています。こうした現状を踏まえ、本市はこれまで個々に推進してきた食育と地産地消についての計画を統合し、食育・地産地消推進計画として「奈良市食と農の未来づくり推進計画」を策定しました。

### 2 計画の基本方針

#### 安心・おいしい奈良の食から、人と産地の未来づくり

本市では、1200年の歴史を誇る「大和茶」や、大和高原で育まれる野菜や米など、多彩な農産物が生産されています。これらは地域特有の恵みとして、古くから地元で親しまれ、食されてきました。

現代は、生活様式の変化等により健全な食生活の実践が難しくなっているため、生活習慣病等の増加が懸念される状況です。また、流通面では、コスト等で勝る海外や国内他地域産の農産物が店頭の大部分を占めており、地元農産物を使った料理が食卓に並ぶ機会が減少していることで、産地の危機に繋がりがねません。

しかし、一人ひとりが正しい食への知識を持つとともに、地元農産物の使用に努めることで、消費者にとって安心・安全な食が実現できるほか、生産者の所得向上や産地振興、環境負荷低減など、経済・環境面においても好循環がもたらされ、SDGs<sup>\*1</sup>にも繋がる持続可能な農業が達成されと考えられます。このことから、本計画では「安心・おいしい奈良の食から、人と産地の未来づくり」を基本方針に掲げ、これまで以上に食育を推進するとともに、地元農産物への市民の理解を深め、地産地消を促していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している現状を鑑み、食育及び地産地消に関する取り組みは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、感染症対策を行った上で実施するものとします。

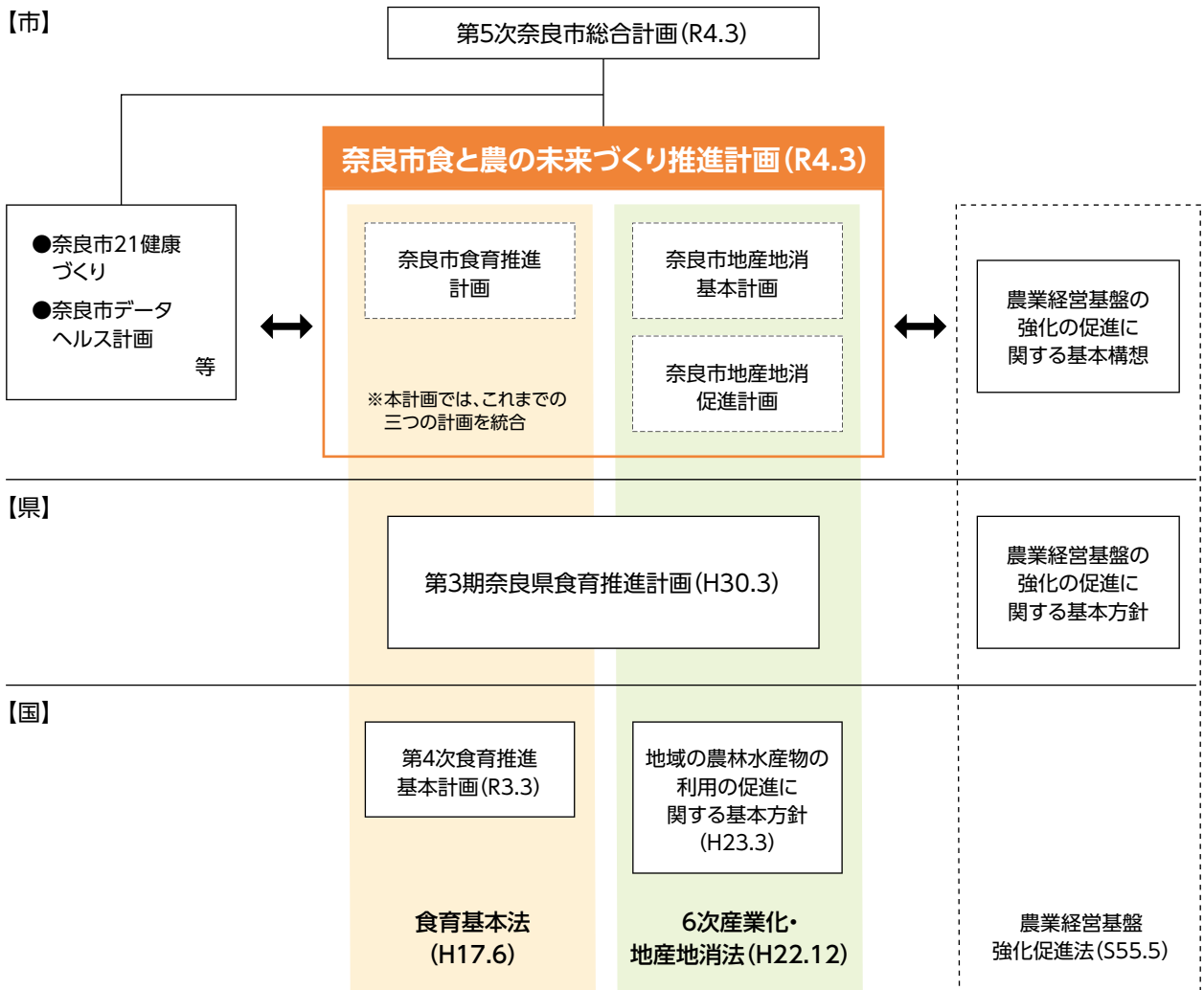
\*1 SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、社会、経済、環境の側面から17のゴールと169のターゲットにより構成されています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項において規定される「市町村食育推進計画」及び6次産業化・地産地消法第41条第1項において規定される「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」とします。

これまで「奈良市食育推進計画」「奈良市地産地消基本計画」「奈良市地産地消促進計画」とそれぞれ個別に定めていた計画を一本化した本計画では、「奈良市第5次総合計画」を上位計画として位置づけ、関連する個別計画や「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想<sup>※2</sup>」のほか、国及び奈良県の計画等との整合性を図りつつ、効果的に取り組みを行うものとしします。



### 4 計画期間

本計画は、令和4年度から同8年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中に目標の達成度等の検証を随時行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### ※2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が定める基本方針を受けて市町村が策定する構想です。市町村の今後の農業の基本的な方向性を明確に示すもので、5年ごとに以後10年間を見通して見直しを行います。育成すべき経営体の目標とする所得水準や労働時間など、農業経営における具体的な指標が記載されています。